

鶴岡市生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）（案）

（策定年月日）令和2年 6月 日

（協議会名称）鶴岡市地域公共交通会議

0. 生活交通確保維持改善計画の名称

鶴岡市地域内フィーダー系統確保維持計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

(1) 目的

鶴岡市地域公共交通網形成計画及び地域協働推進事業計画に基づき、中心市街地と周辺地域とを結ぶ地域間交通ネットワークの充実や、山間地域等交通不便地内への交通アクセス向上を図るため、地域間幹線バス系統若しくは羽越本線に接続するバス路線を地域内フィーダー系統として確保維持することを目的とする。

(2) 必要性

本市は平成17年10月に1市4町1村が広域合併し、東西約43キロメートル、南北約56キロメートルの東北一の面積（1,311平方キロメートル）を有する市となり、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域（みなし過疎市町村）の指定を受けている交通不便地域である。

本市の地域公共交通には、鉄道、路線バス、タクシーがあり、通勤、通学、通院、買い物等を主な目的とする市民生活の足として重要な役割を果たしている。しかしながら、自家用車の普及、少子化、人口減少等社会情勢の変化に伴い、公共交通の利用者は年々減少傾向にあるため、収益が悪化し公共交通の維持が困難となり、路線バスの減便や廃止が進んでいる状況にある。

一方で、高齢者や学生をはじめ自動車等の移動手段を持たない住民にとって、公共交通は安心して日常生活をおくる上で重要な役割を担っている。

また、公的医療機関、公立学校、その他公共施設、商業施設などの都市機能が集積している中心市街地への周辺部からの交通手段の確保が重要性を増している。

こうしたことから、地域特性や実情に応じた市民の日常生活にとって最適で安全な地域公共交通ネットワークを充実するためには、基軸となる地域間幹線バスや鉄道と密接なフィーダー系統の確保・維持が必要不可欠である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

「鶴岡市地域公共交通網形成計画」において、「市民のお出かけを支える、「持続可能な」公共交通体系を確保する」ための目標として、市内バス路線の平均乗車密度の増加（令和2年度目標値 2.7）を定めていることから、当該目標を達成するために、地域内フィーダー系統路線バスの利用者数について、次のとおり目標を定める。

（「鶴岡市地域公共交通網形成計画」P17 参照）

| 項目 | 平成29年度 H28.10～H29.9 | 平成30年度 H29.10～H30.9 | 令和元年度 H30.10～R元.9 | 令和2年度 R元.10～R2.9 | 令和3年度 R2.10～R3.9 |
|------|------------------------|------------------------|----------------------|---------------------|---------------------|
| 利用者数 | 255,957人 | 219,876人 | 217,827人 | 231,700人 | 245,600人 |

※対象：地域内フィーダー系統路線バス（10路線）

目標設定の積算根拠

○人口減少による利用減 (△2,600人)

人口減少率約 1.2%による利用者減 $217,827 \text{人} \times 1.2\% = \underline{2,614 \text{人}}$

※過去3年の平均人口減少率=1.2%

○利用促進事業による利用者の増

◇高校生の利用増 (+8,600人)

雨天時：市内高校生の1%をバス利用誘導 (H30.2.15～学生100円バス制度導入)

$4,685 \text{人} \times 1\% \times 2 \text{回} \times 5 \text{日} \times 4 \text{週} \times 9 \text{月} \times 51\% = \underline{8,601 \text{人}}$

※平成29年度市内高校生徒数=4,685人 (私立スクールバス利用者を除く)

※年間の降雨(雪)日数=180日/365日 (49%) 気象庁データ (R1年度)

H29通学手段調べでは、高校生のバス通学は全体の約5.3%→3年後8%

週5日(往復)利用、長期休暇3カ月は除く。

◇70歳以上高齢者の利用増 (+7,900人)

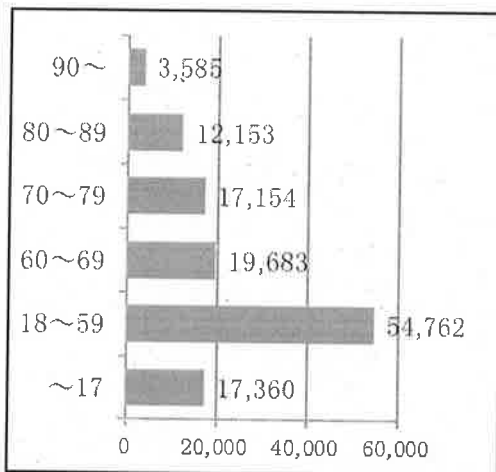
70歳以上高齢者の1%をバス利用誘導 (H30.4.1～定期券購入補助制度拡充)

$32,892 \text{人} \times 1\% \times 2 \text{回} \times 1 \text{日} \times 12 \text{月} = \underline{7,894 \text{人}}$

※令和2年3月末70歳以上人口=32,892人 (住民基本台帳人口)

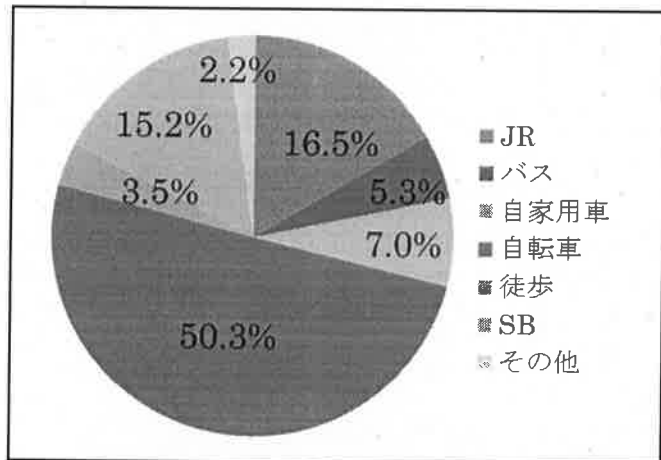
月1日(往復)の通院・買い物利用。

★年齢別人口 (R2.3末)



(住民基本台帳より)

★高校生通学実態



(地区高等学校等通学手段調べ (H29))

(2) 事業の効果

地域内フィーダー系統路線バスを維持・充実することにより、鶴岡市(対象人口129,652人)の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。

また、地域間幹線系統路線バスやJRとの公共交通ネットワークが充実することで、中心市街地と周辺地域を結ぶ効率的な運行体系が実現できる。

ひいては、市民や観光客などのまち歩き、おでかけ機会の促進により、地域活性化も期待できる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

本市の地域特性に合った地域公共交通の確保・維持・改善をめざし、その取り組みを効果的に推進していくために、地域や交通事業者及び行政などが一体となって、通院や通学など市民生活の移動手段を共に考え、関係者の協働による地域公共交通の利用促進、公共交通サービスの情報提供や利便性の向上を図る。

(事業の概要)

○「既存路線の見直しによる再編」

公共交通ネットワークについて、地域や交通事業者及び行政など地域ぐるみで検討し、利便性の高い交通網の再編実施と運賃割引制度の拡充により利用拡大を図る。【実施主体：住民・鶴岡市・交通事業者】

○「交通案内の改善・充実」

公共交通をより分かりやすく利用できるように、地域版路線バス時刻表や運賃の割引サービスの周知用チラシの配布をはじめ、地域公共交通の情報を広報紙やホームページなどで分かりやすく発信する。【実施主体：鶴岡市・交通事業者】

○「多くの機関と連動したサービス展開」

温泉施設へのバスの乗入れやポイントカードによるサービス等、公共施設をはじめ観光、商業施設との連携により、公共交通による地域活性化を図る。【実施主体：鶴岡市・交通事業者】

○「公共交通に対する市民意識の醸成」

モビリティ・マネジメントの実施により、公共交通に対する市民意識の醸成を図ることで利用者の増加をめざす。【実施主体：鶴岡市・交通事業者】

○「公共交通について議論する場の創出」

地域公共交通シンポジウムの開催をはじめ地域単位の交通懇談会の開催により、公共交通を取り巻く現状と課題を共有すると共に、マイバス意識の醸成を図り、身近な移動手段の維持、確保、改善に向けた取り組みを地域ぐるみで実施する。【実施主体：住民・鶴岡市・交通事業者】

(「鶴岡市地域公共交通網形成計画」P35、45、46、51、54 参照)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

鶴岡市から運行事業者への補助金額は、次の通り負担することとしている。

旧 04 条路線…運行収入および国庫補助金を運行経費から差し引いた差額

旧 21 条路線…運行収入および国庫補助金を運行経費から差し引いた差額又は実車走行キロ数に国が定める地域キロ当たり標準経常費用を乗じて得た額のいずれか低い額に4分の3を乗じた額の合計

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

庄内交通株式会社

7. 外客来訪促進計画との整合性

※該当なし

8. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。

9. 車両の取得に係る目的・必要性

補助対象事業者においては、地域内フィーダー系統の運行に係る車両について、保守点検を重ねて使用しているところではあるが、車齢が20年を超える車両も15台運行している状況から、安全性の確保と費用効率化の面から適切な車両の更新が必要となっている。

10. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

フィーダー系統にて運行している老朽化した車両の更新を行い新たな車両を導入することで、利用者の安全性と快適性を高めるとともに、事業者における修繕と購入に係る費用負担のバランスをとる。

(平成29年度から平成31年度の3年間で、2台ずつ計6台の車両更新済み)

(2) 事業の効果

新たな車両を導入することで、安全性と快適性が高まるとともに、修繕と購入に係る費用負担のバランスをとることができる。

また、超低床型車両(ノンステップバス)を導入することにより、沿線地域の高齢者や交通弱者の移動の足が確保され、地域住民の活動の更なる活性化が期待できる。

11. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する経費負担者

【取得計画】平成29年度からの3年間で、2台ずつ計6台の車両更新

【事業者名】庄内交通株式会社

【取得総額】114,540,000円(H29年度～H31年度)

【市負担額】22,500,000円(H29年度～H35年度) ※鶴岡市車両減価償却費等補助金

12. 協議会の開催状況と主な議論

【令和元年度】

○平成31年4月25日 第1回鶴岡市地域公共交通会議(書面協議)

- ・羽黒地域市営バスの経路等変更について
- ・朝日地域における土曜試験運行の実施について
- ・朝日夏季観光バスの実施について

○令和元年6月18日 第2回鶴岡市地域公共交通会議

- ・鶴岡市地域公共交通活性化協議会役員の選任について
- ・令和元年度地域内フィーダー系統確保維持計画について
- ・藤島東栄地区デマンド交通運行計画の変更について

○令和元年8月26日 第3回鶴岡市地域公共交通会議(書面協議)

- ・消費税率改定に伴う運賃設定(案)について

○令和2年1月30日 第4回鶴岡市地域公共交通会議

- ・令和2年4月1日からのバス運行計画の変更について
- ・温海地域デマンド交通の実施について

【令和2年度】

○令和2年6月30日 第1回鶴岡市地域公共交通会議

- ・令和3年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について
- ・第二次鶴岡市地域公共交通網形成計画の策定について
- ・温海地域乗合タクシーの運行について

13. 利用者等の意見の反映

地域公共交通総合連携計画策定時（平成22年度）及び地域公共交通網形成計画策定時（平成27年度）に実施した市民アンケート調査、地域単位の交通座談会等により市民の意見収集を図ったほか、本計画について、住民代表を含む法定協議会で協議を行っており、住民の意見を十分に反映している。

また、平成29年度においては、特定の地域における地域公共交通のあり方や各種施策を検討するための基礎データとして、日常生活の移動実態や利用者ニーズ等を把握するためのアンケート調査を実施している。

さらに、定期的な利用実態調査の実施や、市民、地域、交通事業者、関係機関などの意見を伺う機会を設けることで利用者等の意見を反映することとしている。

14. 協議会メンバーの構成員

| | |
|-------------------|--|
| 関係都道府県 | 山形県庄内総合支庁総務課連携支援室 |
| 関係市町村 | 鶴岡市 |
| 交通事業者等 | 庄内交通（株） （一社）山形県バス協会 （一社）山形県ハイヤー協会 （一社）山形県ハイヤー協会鶴岡支部 |
| 交通施設管理者 | 酒田河川国道事務所 鶴岡警察署 山形県庄内総合支庁道路計画課 |
| 地方運輸局 | 東北運輸局山形運輸支局 |
| その他協議会が必要とすると認める者 | 鶴岡市町内会連合会 鶴岡市自治振興会連絡協議会 鶴岡商工会議所 鶴岡老人クラブ連合会 鶴岡市身体障害者福祉団体連合会 藤島町内会長連絡協議会 羽黒区長会 櫛引区長会 朝日地域自治会連絡協議会 温海地域自治会長会 山形県交通運輸産業労働組合協議会 |

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）山形県鶴岡市馬場町9番25号

（所 属）鶴岡市企画部地域振興課

（氏 名）石黒 正彬

（電 話）0235-25-2111（代表） 内線586

（e-mail）chiikishinko@city.tsuruoka.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内ファイダーシステム)

R3年度

| 市区町村 | 運行予定者名 | 運行系統名 (申請番号) | 運行系統 | | | 系統 キロ程 | 計画 運行 日数 | 計画運 行回数 | 再 編 特 例 措 置 | 地域内ファイダーシステムの基準適合 (別表7及び別表9) | | | |
|------------|----------|-------------------|-------|----------------|--------|------------------------|----------------|------------|----------------------------|---------------------------------|--------------------|---------------------------------|---------------------------|
| | | | 起点 | 経由地 | 終点 | | | | | 運行態様の別 | 基準口で 該当する 要件 | 接続する補助対象地 域間幹線系統等との 接続確保策 | 基準二で 該当する要件 (別表7のみ) |
| 山形県 鶴岡市 | 庄内交通株式会社 | (1) 鶴岡大鳥線 | エスマール | 山添 | 西大鳥 | 往 39.1 km 復 39.2 km | 241 日 | 241.0 回 | | 路線定期運行 | ②(1) | 地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続 | ③ |
| | | (2) 鶴岡上田沢線 | エスマール | 山添 | 上田沢 | 往 30.4 km 復 | 241 日 | 120.5 回 | | 路線定期運行 | ②(1) | 地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続 | ③ |
| | | (3) 鶴岡大網線 | エスマール | 山添 | 大網局前 | 往 25.2 km 復 25.3 km | 241 日 | 361.5 回 | | 路線定期運行 | ②(1) | 地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続 | ③ |
| | | (4) 鶴岡松根線 | エスマール | くしがき温泉 ゆーてん | 上松根 | 往 19.2 km 復 19.3 km | 241 日 | 964.0 回 | | 路線定期運行 | ②(1) | 地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続 | ③ |
| | | (5) 鶴岡(小真木)机線 | エスマール | 小真木 | 机 | 往 12.2 km 復 12.0 km | 241 日 | 241.0 回 | | 路線定期運行 | ②(1) | 地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続 | ③ |
| | | (6) 鶴岡(三中前)机線 | エスマール | 三中前 | 机 | 往 14.7 km 復 14.5 km | 241 日 | 361.5 回 | | 路線定期運行 | ②(1) | 地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続 | ③ |
| | | (7) 鶴岡(ゆぼか)羽黒磁石門線 | エスマール | ゆぼか | 羽黒磁石門 | 往 17.8 km 復 17.5 km | 362 日 | 929.5 回 | | 路線定期運行 | ②(1) | 地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続 | ③ |
| | | (8) 鶴岡(湯田川)越沢 | エスマール | 湯田川温泉 | 越沢 | 往 34.3 km 復 34.1 km | 365 日 | 1,092.0 回 | | 路線定期運行 | ②(1) | 地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続 | ③ |
| | | (9) 鶴岡(物産館)温海線 | エスマール | 庄内観光物産館 | 温海営業所 | 往 41.0 km 復 40.2 km | 365 日 | 1,574.0 回 | | 路線定期運行 | ②(1) | 地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続 | ③ |
| | | (10) 鶴岡(藤島駅前)清川線 | エスマール | 藤島駅前 | 清川(仮)駅 | 往 24.4 km 復 24.4 km | 241 日 | 723.0 回 | | 路線定期運行 | ②(1) | 地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続 | ③ |

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内ファイダーシステムに係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「O」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、路線運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内ファイダーシステムが接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

| | |
|-------|-----|
| 市区町村名 | 鶴岡市 |
|-------|-----|

(単位:人)

| | 人口 |
|----------|---------|
| 人口集中地区以外 | 71,612 |
| 交通不便地域 | 129,652 |

交通不便地域の内訳

| 人口 | 対象地区 | 根拠法 |
|---------|-------|---------------|
| 129,652 | 鶴岡市全域 | 過疎地域自立促進特別措置法 |
| | | |
| | | |
| | | |

地域公共交通網形成計画、地域公共交通再編実施計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

| 計画名 | 策定年月日 | 算定式適用開始年度 |
|----------------|------------|-----------|
| 鶴岡市地域公共交通網形成計画 | 平成28年3月22日 | 平成29年度 |
| | | |

(※参考)

| 対象人口 | 算定式 | 国庫補助上限額 |
|---------|--|------------|
| 129,652 | $129,652 \text{人} \times 150 \text{円} + 250 \text{万円}$ | 21,947,000 |

(※) 省略可。

協議会において承認を得る必要があるなど、自治体の必要性に応じて記載可。なお、記載する場合の適用算定式においては平成31年度(令和元年度)における地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額の通知(令和元年6月25日付国総支第9号)の算定式を用いること。

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(口②(1))に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7(口②(2)(実施要領の2.(1)⑭))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

表6 車両の取得計画の概要(地域内ライダーシステム)

| 市区町村 | バス事業者等名 | 申請番号 | 運行の用に供する 補助対象系統名 (申請番号) | 補助対象車両の種別 | | | 乗車 定員 | 購入年月 | 再編 特例 措置 | 購入等の種別 |
|------------|----------|------|-------------------------------|-----------|--------|------|----------|--------|----------------|--------|
| | | | | イ | ロ | ハ | | | | |
| 山形県 鶴岡市 | 庄内交通株式会社 | 1 | (9) 鶴岡(物産館)温海線 | ノンステップ型 | スロープ付き | 標準仕様 | 57 | H28.10 | | 一括 |
| | | 2 | (7) 鶴岡(ゆほぴ)羽黒臨時門線 | ノンステップ型 | スロープ付き | 標準仕様 | 57 | H28.10 | | 一括 |
| | | 3 | (4) 鶴岡松根線 | ノンステップ型 | スロープ付き | 標準仕様 | 57 | H29.10 | | 一括 |
| | | 4 | (9) 鶴岡(物産館)温海線 | ノンステップ型 | スロープ付き | 標準仕様 | 57 | H29.10 | | 一括 |
| | | 5 | (5) 鶴岡(小真木)机線 | ノンステップ型 | スロープ付き | 標準仕様 | 57 | H30.10 | | 一括 |
| | | 6 | (8) 鶴岡(湯田川)越沢線 | ノンステップ型 | スロープ付き | 標準仕様 | 57 | H30.10 | | 一括 |

(注)

1. 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型又は小型車両の別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
2. 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内ライダーシステムに係る特例措置の適用(別表9)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載する。
4. 「購入年月」については、初年度については購入予定年月を記載すること。
5. 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。